◎ 利用目的

様々な団体等が手掛けた花や緑の作品の展示を催して、展示施設の機能を高め、緑の素晴らしさや植物の輝き、装飾の美しさを通じて花や緑に興味を持ち、植物と接する市民の増加に努める。

1 登録について

展示施設利用希望の団体等は、まず「展示施設利用登録申請書」(別紙1)を提出して頂き、登録が承認されると、展示室の利用が出来ます。

2 テーマ及び対象について

緑化や環境等に関する展示会(花やみどりをテーマにした展示可) 子育て世代をターゲットとした展示会

- 3 利用について
 - (1) 登録が承認されたら「展示施設利用申請書」(別紙2)を提出してください。 展示会は年2回まで開催可能。 日程や回数については調整の上決定します。
 - (2) 搬入から撤出まで団体で責任を持って展示会を実施してください。 (協会は一切の責任は負いません。)
 - (3) 期間中訪れた市民等に出来る限りアンケートに協力してもらってください。
 - (4) 机・壁・柱・扉等に釘類を打たないでください。テープ類もご遠慮ください。
 - (5) 許可なくポット、電気器具等を持ち込まないでください。
 - (6) 利用終了時には、清掃の上、原状に復し、職員の点検を受けてください。
 - (7) 借りた器材等は必ず返却し、職員の指示に従ってください。施設の備品等を破損した場合には、弁償していただきます。
- 4 登録をお断りする場合
 - (1) 不特定多数への布教活動に繋がる展示会
 - (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるもの
 - (3) 建物又は付属設備を損傷するおそれがあるもの
 - (4) 暴力団・暴力団員・暴力団関係団体及びその関係者として不適切と認めたとき
- 5 広報について
 - (1) 尼崎市市報 お知らせいろいろ欄に、展示会の情報として掲載。 全世帯 22万世帯に配布
 - (2) 緑の相談所だより 展示会の情報掲載 3000部(四半期ごと)
 - (3) 上坂部西公園内掲示板 チラシ等を掲示
 - (4) 協会HP及びFB(アマグリ)にて情報発信
 - (5) 団体が自ら作成したチラシを市内公共施設に配布出来る制度のご案内。(条件あり) 「はるるん」「くばるん」利用可